私立保育所等補助金・障がい児補助金における令和6年度からの変更点について

▷認可保育所
▷幼保連携型認定こども園
▷保育所型認定こども園
　向け

令和6年3月　札幌市子ども未来局作成

1．私立認可保育所等に対する市単独補助金の種類について

補助金項目	認可保育所（2号、3号）	認定こども園					
		幼保連携型			保育所型		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
障がい児保育事業費	○	△	○	○	△	○	○
加配保育士等雇用促進費	○	×	○	○	×	○	○
調理員パート雇用費	○	×	○	○	×	○	○
保育所特殊健康診断費	○	×	○	○	×	○	○
保育所損害賠償責任保険料	○	×	○	○	×	○	○
産休等代替職員雇用費	○	×	○	○	×	○	○
食物アレルギー児保育事業費	○	×	○	○	×	○	○

◆障がい児保育事業費は、一部国補助と市単独補助が合算されている。
◆幼稚園型認定こども園や一部の幼保連携型認定こども園は、北海道が実施する補助金がある。

2. 障がい児保育事業費補助金

(1)　障がい児保育事業（2～3号子どもが対象）について

障がい児保育事業を実施する事業者に対し、障がい児を保育するための保育士等の人件費等その経費の一部を補助する。

① 補助対象児童　区保健福祉部長又は区保健担当部長により、心身に障がいを有するとともに、集団生活及び日々の通所が可能であると認定した児童

② 補助金の算定方法【令和５年度】

軽・中度：	1人当たりの基準額73,740円/月 × 認定延月数
重度：	1人当たりの基準額90,530円/月 × 認定延月数

(2)　令和６年度の変更点

補助単価について、「軽・中度」の区分を引き上げて、重度の単価と同額にしている。さらにそれぞれの単価自体も増額している。

軽・中度・重度	1人当たりの基準額91,400円/月 × 認定延月数

前年比【月額】　軽・中度（17,660円増）　重度（870円増）

3. 加配保育士等雇用促進補助金　①

保育所等が公定価格に含まれる基準保育士数のほかに、保育士等を雇用するための費用の一部を補助する。基準保育士数は年齢別配置基準のほか、利用定員に応じた保育士や標準時間認定を受けた子どもがいる場合に設置する保育数も含めた数とする。

(1)　令和６年度　補助単価の変更点

加配保育士等雇用促進費における補助単価の変更点は下記のとおりを予定している。なお、補助金の算定に用いる基準日数については、令和５年度から変更がないため割愛している。

補助金の種類	R５年度単価	R６年度単価（予定）	備考
加配保育士等 雇用促進補助金	雇用費7,890円	雇用費7,950円（60円増）	
	正職加算（1人目） 235,910円/月･人 133,760円/月･人	正職加算（1人目） 252,710円/月･人（16,800円増） 134,900円/月･人（1,140円増）	定員91人以上 定員90人以下
	正職加算（2人目） 235,910円/月･人 235,910円/月･人	正職加算（2人目） 252,710円/月･人（16,800円増） 252,710円/月･人（16,800円増）	定員91人以上 定員90人以下

3. 加配保育士等雇用促進補助金　②

⑵　令和６年度　「正職加算」の取り扱いを整理する点

標記加算について、令和６年４月１日より、正規職員（雇用期間の定めの無い職員）における育児・介護時短勤務職員についても、正職加算の対象とする。対象となる要件は以下のとおり。

１　正職加算適用となる要件　（以下の要件を全て満たす必要がある）

（1）無期雇用の正規職員
（2）施設において、就業規則上、育児・介護短時間勤務に関する規定が明記されている
（3）上記の規定に関して、１日の勤務時間が１日６時間以上であること
（4）上記制度の活用を施設に対して申し出た職員・期間

２　留意点

育児・介護時短勤務職員とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定義されるものとします。

育児・介護以外の事由による時短勤務は、就業規則への定めがある場合でも正職加算の対象外となります。

※本取扱いは、札幌市の独自補助金の、加配保育士等雇用促進費補助金、調理員パート補助金における正職要件の整理においてのみ適用される考え方です。

4. 調理員パート雇用費

保育所等の給食業務を補助させる調理員等を雇用するための費用の一部を補助する。令和６年度の変更点は、以下のとおり。

調理員パート雇用費補助金は、月初日に調理員等に正職員が在籍する月のみを対象としている。（調理業務を委託する場合を除く。）
ここでいう、正職員についても、本説明資料内における「Ｐ５　「正職加算の取り扱いを整理する点」にて記載されている条件を満たす職員が１人でもいる場合は、要件を満たすこととする。

5. 損害賠償責任保険料補助金

保育所等が入所児童の賠償事故に備えて加入する損害賠償責任保険料の一部を補助する。令和６年度より、下記のとおり補助基準額を増額（110円➡340円）する。

補助基準額	340円/人 × 利用定員（２・３号認定子ども）

6. 産休代替職員雇用費補助金

産休や病休を取得する職員の代わりに代替職員を雇用した場合、その経費の一部を補助する。

令和６年度より、下記のとおり日額単価を増額（7,890円➡7,950円）する。

算定方法	日額単価7,950円 × 補助対象期間内の代替職員の実勤務日数

7. 特殊健康診断費補助金　（腰痛健診）

定期健康診断とは別の、特殊健康診断（腰痛検査）の受診に要する費用を補助するもの。従来は、臨時職員、パート職員は4月1日現在で1年以上勤務している者で、引き続き1年以上の雇用契約が締結されており、<u>週の勤務時間が30時間以上の者が対象</u>となっていましたが、令和６年度より下線部に記載している週の勤務時間要件を撤廃する。